様式第5号（第5条関係）

費用徴収額決定・変更通知書

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市福祉事務所長

児童福祉法第21条の６に規定する措置に要する費用については、同法第56条第２項の規定に基づきあなたから徴収する額を下記のとおり　決定・変更　したので通知します。

記

１　被措置者氏名

２　居宅生活支援の種類及び内容

３　費用徴収額　　　　　　　　　　　　円

４　費用徴収開始時期　　　　　　年　　月　　日から

教示

　１　この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3

か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができます。

　　２　この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（審査請求をした場合に

は、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、丸亀

市を被告として提起することができます。